

第 8 回熊谷市地域公共交通会議 書面協議書**協議 1 熊谷市地域公共交通総合連携計画（案）について****（資料 1、2-1、2-2、3-1、3-2）**

（説明） 資料 1 は、熊谷市意見公募手続に関する要綱に基づき行ったパブリックコメントによりいただいた 37 名（108 件）のご意見と、そのご意見に対する市の考え方をまとめたものです。

資料 1 や庁内会議の結果を反映して、資料 2-1 のとおり決定しようとするもので、主な変更点は資料 2-2 のとおりです。

資料 3-1 及び資料 3-2 は、資料 2-1 の概要版となっており、資料 3-1 は頒布用で、資料 3-2 は国土交通省へ提出用で書式に沿って作成したものです。

協議 2 熊谷市地域公共交通会議委員について（案）（資料 4）

（説明） 交通会議設置要綱第 4 条に掲げる委員として「その他交通会議が認める委員」を資料 4 の表のとおりとするものです。

協議 3 ゆうゆうバス選定委員会の設置について（資料 5）

（説明） 新たなゆうゆうバスの運行事業者を企画提案方式（プロポーザル）で決定するために設置し、選定委員を表のとおりとするものです。

協議については、以上のとおりです。

その他

報告事項**当交通会議委員任期の満了に伴う、委員推薦のお願い（資料なし）**

（説明） 現在の委員の任期が、平成 23 年 3 月 31 日までとなっております。新委員につきましては、後日、各団体の代表者宛に委員推薦の依頼通知をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、各地域審議会の推薦委員については、引き続き会長にお願いしたいと考えておりますが、江南地域審議会については、審議会委員の改選に伴い不在となります。